

# 会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

	所管課	企画政策課
会議名 (審議会等名)	第7回 嬉野市庁舎のあり方検討委員会	
開催日時	令和3年6月28日(月) 14:00~15:40	
開催場所	嬉野市中央公民館(塩田公民館)大集会室	
会議の公開可否	☑・不可・一部不可	傍聴者数 4人
公開不可・一部不可の 場合はその理由		
出席者	委員	谷口委員長、森委員、大塚委員、中島委員、田平委員、田島委員 岡委員、犬尾委員、川内委員
	事務局	総合戦略推進部長(三根) 企画政策課長(小池)、同副課長(松本)、同企画政策G(池田)
	その他	庁舎のあり方検討支援業務受託事業者 東亜建設技術株式会社(渡利・木下)
会議の議題	嬉野市庁舎のあり方について(第7回)	
配布資料	・嬉野市庁舎整備基本構想【検討資料】 ・嬉野市庁舎整備基本構想【検討資料】修正箇所一覧 ・嬉野市庁舎のあり方検討委員会協議用資料【基本方針に関する事例集】	
審議等の内容	別紙のとおり	

# 審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	企画政策課
議 題	嬉野市庁舎のあり方について（第7回）		
内 容	前回到引き続き、嬉野市庁舎整備基本構想の策定に向け、基本構想（案）の基本方針に関し、意見を求めた。		
	事務局	<p>ただ今から、第7回嬉野市庁舎のあり方検討委員会を開催いたします。</p> <p>はじめに委員長の挨拶です。谷口委員長より、一言ご挨拶をお願いします。</p>	
	委員長	<p>皆さんこんにちは。今回はコロナの影響もありまして、私はオンラインで出席をさせて頂きました。大変お聞きづらい点もあったかなと思っておりましたが、今日は、まん延防止等重点措置は出されたままではありますが、福岡県も少し緩くなってきておりますのでこちらにお伺いいたしました。大変お暑い中、皆様もお疲れ様でございます。せっかくの機会であります、直接こうやってお会い出来る貴重な時間でもありますので、是非充実した時間にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>	
	事務局	<p>どうもありがとうございました。本日の委員会は、委員9名にご出席頂いております。嬉野市庁舎のあり方検討委員会条例第6条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席を満たしており、委員会の成立をご報告致します。ご出席の皆様には拡大している新型コロナウイルスの感染予防についてご協力を頂いてところでございます。これまで同様会議時間は基本90分程度と致しまして、途中室内換気、休憩を挟みたいと思っております。協議の中身によりましては、会議時間が長くなったり短くなったりする可能性もございますけれども、そこは事務局として柔軟に対応したいと思っておりますので、どうぞ皆様のご理解とご協力の程、どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>本日は前回到引き続きまして、嬉野市庁舎のあり方、基本構想案につきまして、委員の皆様にご審議して頂きたいと思っております。それでは嬉野市庁舎のあり方検討委員会条例第6条第1項により、委員長が委員会の議長を務めるとなっておりますので、谷口委員長に以後の議事進行をお願い致します。</p>	
	委員長	<p>まず、議事進行の次第に従いまして、次第3、前回の振り返り、それから次第4、協議事項の基本構想案の2つについて一括して事務局の方からご説明をお願い致します。</p>	
	事務局	<p>それでは、前回都合により欠席されていた委員の方もいらっしゃいますので、</p>	

私の方から次第3、前回の振り返りを簡単に行い、次第4、嬉野市庁舎整備基本構想（案）について、本日委員の皆様にご協議していただきたい点について、ご説明します。

まず、6月2日に開催しました前回の検討委員会での協議内容を振り返りたいと思います。まず、今回の委員会におけるミッション、新庁舎建設までの大まかなスケジュールを説明し、基本構想（案）の中の、基本理念、基本方針、そして基本方針ごとに求められる機能について、審議していただきました。その中では、塩田庁舎の利便性という点で、総合受付の配置、庁舎整備に向けては将来の財政負担を考慮すべきなどのご意見をいただきました。

ここで、改めて確認をしておきたい点として、今回の基本構想案に関しまして、昨年8月31日にあり方検討委員会から市長へ報告していただきました「嬉野市庁舎のあり方について」ですが、これは検討委員会が委員会としてとりまとめて市長へ報告をしたもので、市長はこの報告書を重く受けとめた上で、ゼロベースで熟慮に熟慮を重ねて、結果的に委員会からの報告書に沿った内容で、庁舎のあり方について決断をしました。

今回の基本構想案は、その報告書をベースにしなが、市が作成をしたものになります。この基本構想案を持ってパブリックコメントや市民説明会を開催することにしており、その前に本委員会からもご意見を頂戴し、修正すべき箇所は修正をして、基本構想案として公表し、市民の皆さんからもご意見をうかがい、進めていくことにしています。

この基本構想案は、あくまでも新庁舎整備に向けた構想であることを今一度ご理解いただきたいと思います。ただし、この基本構想案の中には塩田庁舎の活用についても触れておりまして、基本構想のあとに続きます基本計画の中でも検討を続けていくわけですが、設計段階になれば、嬉野に整備する新庁舎の設計を進めていくこととなりますので、塩田庁舎の活用はこれとは別に進めていくということになります。

また、前回の委員会で委員の皆さんからご指摘のあった箇所については、別紙資料の修正箇所一覧表で説明します。

前回の検討委員会を受けまして、基本構想案に一部修正を加えましたので、説明します。

本日配布しました修正箇所一覧をご覧ください。

まず、基本構想案の8ページと9ページに記述していましたが嬉野庁舎の築年数の表現が3棟の建物があるため、バラバラでわかりにくいというご意見がありましたので、3箇所を修正しています。

8ページの市庁舎の課題の箇所は、「最も規模が大きく主庁舎である第1庁舎は築58年を超えて老朽化が激しく、建替えが必須となってきました」に修正し、市民サービスの箇所は、「嬉野庁舎は、第1庁舎が築58年、第2庁



	<p>とか、反対に「こんな機能は庁舎には必要としない」とか、そういうご意見を出していただけたらと思います。</p> <p>最後にですが、前回の委員会の席で、この庁舎のあり方検討委員会については、全部で3回の委員会を予定しているということで説明をしていました。</p> <p>市としては、8月にパブリックコメント及び市民説明会で市民の皆様の基本構想案を示して、意見をもらっていく予定でいます。市が作成した基本構想案に対して、この委員会で「これでいいだろう」と了承していただきましたら、パブリックコメント、市民説明会の場で基本構想案を示していきたいと考えています。</p> <p>私が、前回の会議でこの委員会はパブリックコメント及び市民説明会に基本構想案を示す前まで、つまり委員会で基本構想案を了承してもらう前までを検討委員会の皆様にご委員としてお願いをしたいということを発言していました。ただ、パブリックコメント及び市民説明会で多くの意見が出てくるだろうと予想していますので、本委員会にパブリックコメント、市民説明会で出た意見を報告し、修正箇所等を示した上で、最終的な基本構想案を委員会の皆様に見ていただくところまでをお願いしたいと考えています。この最終的な案を委員の皆様に見ていただく時期は、予定どおりに進んだ場合、9月上旬頃を考えています。</p> <p>委員の皆様には、たいへんご苦勞をおかけすることになりますが、3回の会議を4回に変更することに対するお詫びをまずは申し上げ、また、変更の了解をお願いしたいと思います。</p> <p>委員長 はい、ありがとうございます。中身に入ります前に、この会議は元々3回と予定されていましたが、市が策定する基本構想案をパブリックコメントにかける、その前のところまでという事でしたが、これを市民説明会とパブリックコメントにかけて、出てきた意見を、それを最終的に集約して市の方でつくられる最終的な構想案、そこまでを皆さんに見て頂きたいという事で3回が4回になるという話でしたが、今の日程に付きましては皆さん、よろしいでしょうか。</p> <p>(全委員、了承)</p> <p>委員長 はい、ありがとうございます。それでは、そういうスケジュールでこれから会議を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、ただいま説明がありました修正箇所ですが、基本的にはこの基本方針1から5までの間のご意見を伺って、できるだけこの基本構想案というのを良いものにしていこうという事で、皆様からご意見を頂くという事で今日も議論を進めて参りたいと思っております。取り敢えず今、前回の議論を踏まえて市の方で修正箇所として示されましたところ、これにつきまして何かご意見はございませんでしょうか。</p> <p>委員 質問ですけれど、22ページの削除というのがありますが、それはもうつく</p>
--	---

	<p>らないという事ですか、それともつukらないじゃなくて、結局22ページの下の方にあるイベントやコミュニティ形成のためのスペース、市民活動とか。賑わいの生まれる場を提供しますという事で、結局そこは削除するけれどこの中に入っていますよという事ですか？</p>
事務局	<p>下から3つ目の箇所については、ご覧頂いて分かるように、ちょっと他の箇所に比べて、かなり具体的に記述をしておりました。庁舎には色々なスペースが必要になってくるかと思えますけれども、庁舎には複合的な施設も考えていく事になるかと思えます。ここはちょっとあまりにも他の箇所と比べ、具体的な表現にもなっていましたので、具体的な表現になっていた箇所を削除しまして、ここの下から2つ目に包括して表現をしたというところでございます。</p>
委員	<p>休憩スペース、ATM、郵便ポストなどを設置するという事は、もう検討しないという事ではない訳ですね。</p>
事務局	<p>全く検討しないという事ではございません。</p>
委員	<p>つukるかもしれないという事ですか。この委員会でもう、つukらないようにしましょうと決めたら、つukらないという事ですか。</p>
事務局	<p>この検討委員会の場で、これをつukりませんよと決定をするという事ではなくて、この分についてはまた具体的などころでもっと検討をすべきではないかということから、今回は基本方針の中から文言として削除したというところでございます。</p>
委員	<p>それって、この委員会をつukる、つukらないは決められないという事ですね。この委員会でこういうのは予算が無いからつukらないようにしましょうとか、そういう事ではない訳ですね。</p>
事務局	<p>この委員会、それはつukりませんというような事を決定していく、ということではございません。</p>
委員	<p>決定権は無いという事ですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>じゃあ、この会議は何のための委員会なのか若干わかりません。結局、基本構想ですからね。構想でそんなに考えてみますと、財政面でもですよ、ちょっと見ていますと、武雄市の市庁舎が令和2年だったか3年かに出来上がっているのですけれど、それからしますとだいたい、1.5倍、1.7倍の面積か、同じくらいになるんじゃないかと思うんですね。嬉野も8,000㎡くらいでつukるのでしょう？</p>

委員長	ご質問の主旨は、まず、この文章については、もうよろしいでしょうか？
委員	はい、文章については。
委員長	よろしいですね、はい。趣旨が書いてあって、個別に例示はしないけれど、趣旨に沿ったスペースは、という意味では入っているという事ですね。
事務局	はい。
委員長	はい、そうですね。ではそういう事で、文言についてはこれで了解という事でよろしいでしょうか。次の質問という事ですが、他にご質問のある方はどうぞ。よろしいですか。じゃあどうぞ続けて下さい。
委員	この基本構想の中で、1庁舎でやるのは良いのですけれども、市民がどう思うかというのもありまして、私、ある程度市民の声を聞きましたら、そんなに大きくつくって財政はどうするのですか、将来子供達や孫達にその財政を負担させるのですか、と。50億、60億の負担をどうするのでしょうかという事で聞かれますので、そのところは全然まだ説明がありません、というような事を言っていたのですけれど。財政面についてはこの基本構想の委員会ではお話をしないという事でしょうか。
委員長	はい、事務局。どうぞ説明をお願いします。
事務局	財政面につきましては、庁舎の規模によって変わってくる訳ですけど、規模については、基本構想案の30ページに記載をしております。今のところ類似団体等を参考にして8,000㎡を目処にという事で書いております。庁舎の規模に関しては、前回説明を致しましたように、基本計画の中で規模の決定をしていくというところになりますので、8,000㎡については、これはあくまでも類似団体等を見た中での想定規模だと考えて頂いてよろしいでしょうか。
委員長	よろしいでしょうか。基本計画の方で検討されるという事です。
委員	基本計画の方で検討されるという事ですね。はい、わかりました。
委員長	はい、ありがとうございました。どうぞ。
委員	先ほど質問が出ていましたが、22ページの削除というところですか。前回あれもする、これもするという書き方をすれば、どれだけ大きな庁舎になるんだというような質問をした訳ですね。だから庁舎の規模に対してどういう見通しを立てておられるのかですね。6月の議会で質問、答弁も聞いたわけですが、

	<p>そことの整合性と人口の推移率、合併当初3万人ちょっと残っていたわけですが、2万6千人程度という事で、あと5年10年で3分の1の人口が減少するだろうという、私は予測を立てております。それと職員数について286人という記載されておりますけれど、この中には嘱託、臨時の方が入っているのですか、それとも、正職員の数だけですか。</p>
委員長	<p>27ページの数字の質問ですが、いかがですか。</p>
事務局	<p>非常勤職員の欄のところに80とありますので、非常勤職員も入っています。この表は地方債の基準運用要綱による庁舎面積を出したもので、非常勤職員数も入った中での算出という捉え方をして下さい。</p>
委員	<p>現在の嬉野市で勤務しておられる職員数は何名ですか？</p>
事務局	<p>職員数は、正職員数を言われているのでしょうか。</p>
委員	<p>いいえ、臨時嘱託員まで合わせたところで。</p>
事務局	<p>嬉野、塩田各庁舎で200、200の400人程度です。</p>
委員長	<p>よろしいですか。今のは数字のご質問でした。他にご質問ありますでしょうか。</p> <p>前回のこの会議で出ました幾つかのご意見の中で、防災のところは会議でもシェイプアップされた表現があれば良いというお話がありましたので、恐らくそこをご意見頂いたうえで、市の方でこのような文章にして頂いたんだろうと思います。今、この修正箇所についてのご意見、ご質問を伺っておりますが、この24ページまでの修正点についてのご質問、ご意見は他にもうございせんでしょうか。</p>
委員	<p>先ほどから色々意見が出ておりましたけれど、前回の会議の時に私達はこの基本構想の関係については今日を含めてあと1回ぐらいで終わりだというような形で、後はパブリックコメントにかけますよという事でしたが、今日の説明ではパブリックコメントを受けてまた再度色々な意見を踏まえながらまた検討委員会を開くと、こういう事だったですよね。</p>
委員長	<p>そこは、事務局からもう一度正確にどうぞ。</p>
事務局	<p>前回、委員会の役目を説明する際には、この委員会は全部で3回、今日の会議を含めて、あと2回で終了ですと述べていました。終了のポイントと致しましてはこの基本構想案を委員の皆様にご了解して頂いて、その後パブリックコメント、それから市民説明会にかけていきますという説明をしていました。パブリックコメント、市民説明会は今のところ8月にかけて行いたいなと思ってお</p>

	<p>りますが、パブリックコメントでどういう意見が出てくるのかわかりませんが、最終的にこういう意見があつて、こういう修正をしましたという報告までで、全4回の委員会を開催したいと考えており、会議回数が1回増えることをお願いしたいという事で本日説明を致しました。</p>
委員	<p>他の委員さんも前回意見を言われたのはさっきの ATM とか、市民のコーナーがあまりにも色々あるんじゃないかと、こういう意見でした。私も色々考えていたのですが、パブリックコメントに出すためには色んな要素を出しておいた方が本当は意見が出やすいわけですから、そういう事も良いのかなと思っていました。前回ではもうこれで我々の会議が終わるから、そういう事になると今日の修正案みたいな形でピシッと出した方が本当は良いのかなと、そういうふうに思って、これはそれで良いと思います。パブリックコメントで色んな意見が出た後に、我々に対しては報告という形で終わるのか、報告という事では、我々は意見はそれぞれ言えないわけですので。その辺はちょっと確認をもう1回したいと思います。今日のを受けて会議をして、パブリックコメント或いは市民説明会をされるでしょう。その意見を反映した後はもう、事務局だけの検討なのか。我々は報告で終わるのか。その辺をちょっと聞きたいです。</p>
事務局	<p>最終的に委員の皆さんへの報告する時期としては、順調に進んだ場合は9月上旬頃という事で発言を致しました。パブリックコメントなどでの意見に対して、最終的に基本構想案に修正をかけることになれば、委員の皆さん方に諮って、こういう修正をかけましたがどうでしょうかという事で、最終的な了承をして頂くという形を考えております。</p>
委員長	<p>ちょっと私の方の理解をお話させて頂いて、それでよろしいかどうか確認をしたいと思います。先ほどご説明があつたのは、もともと3回でしたけれども、ここでこうやって議論を出して貰うのは2回、それを最終的にどうなったかという事で、パブリックコメントなり市民説明会に出してよろしいかという事を決めるのが3回目。これで市民説明会をやってよろしいという了解を得て、この基本構想案は、市がつくったものですので、市がつくったもので、これによろしいというふうになるのが3回目。それで、市が一応そうやって決めたものを皆さんにお諮りをし、お諮りをした結果、色んな意見が更に出てくる可能性はあります。それは市がそれを受け止めて、それを修正する。この委員会ではこういうふうな修正となりましたと。委員会としてはこういうものが1番良いのではないかと。そういう事で今日までの議論を受けて一応つくるけれども、最終的に市民の意見があればそれを受け止めて、市がこういうふうに変更しましたというふうになったものを報告頂く。一応委員会としてはつくりましたので、それが変わったのであればそれは報告して頂くというのが4回目。そういうふうには私は理解致しましたがけれど、そういう事でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。今の説明の通りでいきたいと思っております。</p>

委員長	はい。そういう趣旨で先ほど皆さんよろしいかと申し上げたつもりだったのですが、改めてよろしいでしょうか。
委員	そうしたら、ここでは新しい庁舎の場所も規模も、議論しなくて良いということでしょうか。基本構想で方針を決められて、後で、基本計画で庁舎の立地とかは議論していくという理解で良いでしょうか。
事務局	庁舎の位置等について、この基本構想案の中では26ページに位置を示しておりますけれども、これは基本計画の中で検討していくということにしています。より具体的なところにつきましては基本計画の中で決めていくというスタイルを取っております。
委員長	よろしいでしょうか。
委員	はい。
委員長	<p>ありがとうございました。それでは、先ほどの修正意見のところまでご意見はだいたいありましたので、一応この議事進行としては今の修正意見のところまで一応皆さん理解して頂いたという事にしまして、先ほど休憩を入れるというお話でしたので、少し時間を置いたうえでこの次の、先ほどの基本方針の1から5までについて、引き続き皆さんから活発なご意見を頂きたいと思っております。そのために少し資料を読んで頂くという事で進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。はい。それでは10分間休憩をさせていただきます。</p> <p>(休 憩)</p>
委員長	議事を再開致します。基本構想案の基本方針について、基本方針毎に本日の配布資料の説明と併せて事務局から説明をお願い致します。それでは、基本方針の説明をお願い致します。
事務局	基本構想案の21ページから24ページまでに、5つの基本方針を示しておりますけれども、庁舎の機能などは前回の資料の中では、具体的にイメージが掴みにくいんじゃないだろうかと思い、今日は他の自治体の事例として写真付きで資料をお配りしております。こちらの基本方針に関する事例をまずは説明したいと思います。この資料につきましては、庁舎のあり方検討委員会の支援業務を請け負っていただいております東亜建設技術の方から説明を致します。
支援事業者	事例集につきまして、簡単に構成ですとか活用法についてご説明をさせていただきます。想定される機能等の事例という事で、基本方針1から5がございしますが、その中で基本方針1の例で言いますと、基本方針1には、市民の利便性が高い庁舎の機能として市民サービス機能、窓口機能が大事ですよという事で、取りまとめた一般的な言い方として総合案内、待合・移動空間、窓口、共生、

協働機能云々と書いております。そういったものを達成しようとする、こういったものが何かという事で、右側に総合窓口ですとか、キッズスペース、授乳室、駐車場、駐輪場スペースといったものを具体的に示し、左側の機能に対してこの機能を充足するためにはこういったものが庁舎に整備されるべきかというものを書いております。それが基本方針1から基本方針5までざっと書いております。基本方針5が塩田庁舎の利活用という事ですので、基本的には市民サービスの低下を防ぐという意味合いでは、基本方針1と、機能という意味で現状では同じような内容を記載しております。まずこれがスタートとして、本文との関連はこういう事ですよという事で、1ページに示しています。

2ページには、それを空間的に配置するとどういったイメージになるのかというのを示しています。大きな緑枠が基本方針3で、全てを含めまして、これは塩田庁舎、本館または新庁舎に限らず基本方針3の環境にもひとつにもやさしい庁舎の機能を持ちましょうという意味合いでございます。全体を青い丸で、ラインで囲んでおりますのが、これらの情報通信庁内ネットワークやリモート会議システムで繋ぎましょうというイメージでございます。その中に基本方針1、2、4、5がございまして、基本方針1を基に空間的な配置をするとバリアフリーですとか、そういったものは絡みますよ。防災拠点機能ですとか防災システム、そういったものは絡みますよというような、今後建物のゾーニングをする際のイメージと思って頂ければよろしいかと存じます。そのイメージ図でございます。

3番目の基本方針に関する他自治体の事例という事で、ここからはその1番の事例に2番目の重点イメージという事を重ねてみて頂きまして、基本方針1というのが市民サービス機能、窓口機能ですよ謳っていますが、ここはちょっと文章で色々書いております。こういったものが必要じゃないですかとか、障がい者のためのスペースが必要じゃないとか文言で書いた中で、それ以降は写真とその事例の自治体を併せた絵を入れさせて頂いております。この中には嬉野市の人口よりも遥かに多い人口ですとか、逆に少ない人口の事例も有りますが、ここでは大きいから要る、小さいから要らないという事ではなくて、色々な市庁舎の要望されたものがこのような形で整備されていますという視点で見て頂いて、この藤沢市の事例では大きすぎて要らないよ、という事ではなくて、こういったものですよというような視点で見て頂ければと思います。

3ページは総合窓口で、立川市ですとか人口が同じくらいの岐阜県の垂井町なんかは2万6千人で空間、待合スペースを確保しているようなところがございます。次のページは須賀川市、福島県の相馬市の事例として、こういった形で、ワンストップで窓口を揃えて、なおかつコロナ等の絡みで広いスペースを確保するという意味合いでは、こういった待合室だとか、総合窓口の整備がされていますよという事例でございます。

6ページはキッズスペースで、7ページは打合せブースもオープンではなくて遮蔽したり逆にオープンにしたりする、下の開成町は1万8千人という小さな町ですけども、こういった光が入ってくるような大きなスペースを持っている自治体もございます。8ページは休憩スペースという事になっております。9ページはイベントスペースという事で、こういったものが整備されています

よというところで掲載しております。以降は、売店機能ですとかバリアフリー機能ですとか写真を見て頂いて、だいたい先ほどの配置イメージの中にあるものの、ちょっと分かりづらいものとか、分かってはいるのだけれどどんなものなのかというようなものを抜粋して写真を掲載させて頂いております。

12ページは基本方針2という事で、防災拠点機能については、なかなか写真と言いますか事例がないもので、総務省ですとかそういったメーカーの事例を貼り付けています。庁舎には防災拠点機能で防災ネットワークのシステムが必要でしょうか、耐震テストはこういったダンパーを使った、12ページの下にあります免震装置が必要じゃないでしょうかとか。13ページには防災メールの実際の事例ですが、嬉野市も防災メールは整備されておられるのですが、引き続きこういった整備が必要であろうと。下には自家発電装置を導入し、豊川市は付けていますよと。自家発電装置は何処の自治体も今持たれていますので、取り立て珍しいものではないのですが。14ページには防災倉庫で恩納村と益子町。これも何処の自治体も今は庁内に取り込んだり屋外に整備したりしているのですが、こういったものは、防災拠点としては必要なものですよ、という意味合いで写真を掲載しております。

基本方針3の環境にも人にも優しい庁舎の機能というのが、これは皆さんなかなか太陽光発電とかはイメージをお持ちだとは思うのですが、国土交通省の方でグリーン庁舎という1つの庁舎のデータを扱ううえでの1つの目標の形があります。その絵を15ページの上を書いてあります。その辺りで比較的良く使われるのが太陽光発電ですとか、中水の利用という事で、イメージして頂くために下には中水、要は雨水なんかを、飲料水ではなくてトイレなんかで利活用しましょうみたいなイメージを掲載させて頂いております。

16ページは太陽光パネル、太陽光発電ですが、これも皆さんちょっとここは行政的な話になるのですが、国の方が低炭素化とか脱炭素社会という事で目標を立てておまして、その中に公共建築物は太陽光パネルが必須という事が謳われておりますので、新庁舎におきましては少なくとも太陽光パネルというのは必ずつけなければならないものになるのかなという事で書かせて頂いております。瑞穂町、右側の17ページですが、太陽光、屋上パネルだけではなく壁面にも縦型のパネルをこういった形で工夫して乗せて発電量を上げたりというような事もしております。発電量と使用量のバランスもあるのですけれど、こういったものが電気代の削減にプラスとなるのかなというふうに考えております。18ページは同じく環境井戸と言いますか、中庭とかですね、オープンにする事で採光ですとか換気ですとか、機械の力を使わずに出来るといった事例もございます。

19ページは基本方針4で、執務効率の向上という事で、これは色んなものがあるのですけれど、とにかくこういった時代ですので、リモートの操作とか塩田庁舎の遠隔もありますので、ネットワークの整備をする必要があるでしょうと。また、セキュリティはかなり重視しなければなりませんねという事で、これはNECの市町村に対するネットワークの整備イメージなのですが、こういったものも検討する必要があるかと。20ページは執務室のイメージなのですが、将来人口が減っていくとか職員さんが減っていくという事が想定され

るのであるならば、執務室も広いスペースはあると思いますが、机も大型天板のユニバーサルデザイン等にすると、執務室の利活用も今後も広がりますよとか。21ページの議場は、先ほどの神奈川県の開成町とか宮崎県的小林市では雛壇を作らずに非常時にはこの議場の机とテーブルを全部動かす事が出来まして、フラットな議場も最近はありますよという事で、事例を載せさせて頂いております。

22ページの基本方針5ですが、機能としては基本的には市民が利用するのに利便性が必要で、今ある庁舎をどう活用していくかというのが1つの課題かとは存じますが、調べたところ、嬉野市のように旧2自治体の合併というのがもっとあるかと思ったんですけど、九州では表に示す程度です。鹿児島県とか長崎県ですと5市町とか7市町の大規模合併が多く、2自治体の対等合併としては、島原市では吸収合併があるのですが、そういった意味では比較的少なくて、どういった事が今回に該当するのかなという事でいくと佐賀県内では吉野ヶ里町が今度2町合併の中で新しい庁舎をつくらうとされていますし、白石町や神埼市は3町なんですけれども、他の庁舎は閉庁されたりとか似たようなところもあり、閉庁は今回しないので、どういったところが参考になるかなというところで、福岡県の福津市と、今申しました神埼市の事例を簡単に書いています。

福津市は旧福岡町と旧津屋崎町が合併したんですけども、旧福岡町役場を福津市役所として本庁機能を残していますが、旧津屋崎町役場は、支所とかそういった言い方をせずに、行政センターという事で、ホールですとか体育館ですとか、そういった市民のための施設をかなり追加で増築してつくっていて、総合福祉文化センター、カメラアステージという名前に変わって利活用されています。

神埼市役所につきましては、当初は神埼町役場の庁舎を使って本庁、旧千代田町役場を支所という形を取られていたのですが、令和2年に整備をされて、非現地、違う場所に新しい庁舎をつくられて、その時に千代田町役場の機能を全て本庁舎に移動されて、新しく千代田支所につきましては一部行政機能を残したうえで、そこでまた新たな神埼市千代田庁舎利活用計画というものを策定したうえで、今後の利活用を図るというような事をされています。今回の嬉野市の2町という対等合併の中では、比較的少ない事例ではありますが、その辺に何かしらの糸口が見えてくるのではないのかなという事で、これは基本計画以降の話かとは思いますが先ほどの延べ床面積8,000㎡、これがひとつの国の基準ではございますが、これが最大限なのか最小なのか、もっと少なくするのかというのは、これからの議論なのかとは思いますが、こういったところの事例を見て、その辺の数字の妥当性を図るための1つ手段かとは存じます。

24ページ以降の基本構想で導入した機能を示した事例でございますが、これは今回つくらうとしている基本構想の、こういった書き方がされていますよという事例でございます。24年でということで、ちょっと細かく書かれています。26ページに先ほど申しました神埼市の基本構想の部分を入れていますが、理念と文章、特に機能は書かずにこういった理念を並べて基本計画の方

	<p>には委ねるみたいな書き方をされているような感じも致します。</p> <p>27ページに、じゃあ細かく書くとしたらどういったものがあるかというのを20自治体のものを色んなものから引っ張って来て、書くとしたらこういう事が書けますよというのを並べています。基本方針1に書くとしたら窓口の整備でしたらこんなものだ、相談機能ならここだという事で、敢えて忝意性を持たずにとにかくあるものを並べたというレベルのものでございますので、もし今回の方針を決めるにあたっての参考には出来るとは思いますけれど、基本計画の中で持ち込むには細かい表現にはなっている部分もありますが、本日の基本方針を決めるに当たっての1つの参考として見て頂ければというふうに考えます。</p> <p>以上、協議用の資料でございますが、説明を終わります。</p> <p>事務局からですが、基本構想の検討資料の中で一部訂正をお願いします。23ページ、「基本方針3 環境にもひとにもやさしい庁舎の機能」として、丸ポツの上から3番目、3行目なのですけれど、「安全で使いやすい」とあるのは、「安全で使いやすい」という事で訂正頂けたらと思います。それから24ページの基本方針4の丸ポツの下から3番目。「市民が傍聴しやすく、開かれた雰囲気議場を目指ため」とあるのは、「目指すため」の「す」の送り仮名を入れて下さい。後、細かな日本語の誤り等については、再度チェックを致しまして、修正を加えていきたいと思っております。</p> <p>委員長 はい、ありがとうございました。基本方針、それぞれのイメージを持って頂くために写真など色々と資料を作って頂きましてありがとうございました。こんな機能が必要になってくるのではないかと、或いはこんな機能は要らないんじゃないかと、色々と思われた点もあるかもしれませんので、今日はそういったご意見をたくさん出して頂いて、それを市の方で受け止めて頂いて、それをまた修正という形で最終的には、今度は冊子にして頂けますか？修正した最終盤みたいなものを。</p> <p>事務局 修正したものは、全てまた印刷をして皆さんの方へまた配布をしたいと思っております。</p> <p>委員長 それを3回目に出して頂くという事にするために、今日、沢山ご意見を頂いて、それで議論を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。ではどうぞ、ご意見、ご質問がありましたら。はい、どうぞ。</p> <p>委員 基本方針のまず1のところですがすけれども、まず基本構想ですのでそれで良いと思うのですが、逆読みした場合をちょっと心配しているものですから。例えば基本方針1のところの具体的にも書いてありますけれど、例えば売店です。売店を作るという事は、先ほど職員数が臨時まで入れて400名だということですが、ひょっとしたら市役所の売店になるんじゃないかと。ちょっとそういう懸念があります。それと喫茶コーナー。これもやっぱり人件費的に、市</p>
--	---

	<p>役所の職員がどんどん使うんじゃないかなという、市民の人も使うだろうけど、7、8割は市役所の職員が使うんじゃないかなという懸念があります。それともう1つは休憩スペース。これを自分の家で例えれば、自分の家は子供にやっぱり家は大きい方が良いよね、と。結構大きい家を作るのですけれど、子供達が出て行ったら殆ど爺さん婆さん二人。そうするとやっぱり、いやもう、小さな部屋で良かったよね、という事があります。後々使わなくなったらどうするの、これだけ広いスペース、写真で見たらね。ちょっとそういう懸念が1つあるなあという感じがします。</p> <p>それと、基本2の防災ですが、修正箇所がありますように、やはり防災活動機能を強化しますという修正がありましたので、これは必ず目標として頂きたいと思っています。それと、基本方針4の執務関係ですけれど、これはやっぱり大きくなれば大きくなるほど、先ほど意見が出ましたように、人口が減る中でこの大きな部屋が、そういうのがいるのかなと。やっぱりコンパクトシティですので、もっとやっぱり機能を収集し、色んなハイテクを利用して、もっと機能強化をした方が良くないかなと思っています。</p> <p>5番目の塩田の機能ですけれど、これもあり方委員会の1番最後の時にやっぱり塩田の人が困るよね、じゃあ塩田の人の意見をもっと聞いて次の委員会で色々議論をしましょうという事で話をしていたと思うのですけれど。この中に塩田の人の、そういった困った人の意見がここに反映されているかどうかです。嬉野市の庁舎がやっぱりこちらにあった場合、嬉野の人が物凄く不便を感じているのがいっぱいあるんですよ。そういう意見集約、そっちの意見集約、その辺りが出来てここのところに生かされてくるかどうかというのがちょっと、懸念があります。</p> <p>委員長            はい。今色々ご意見が出ましたので、それについてまた、事務局の方で受け止めて頂きたいと思います。何かありますか？</p> <p>事務局            庁舎の建物に関しては前回の会議にも出ていましたが、華美な庁舎をつくるとなると当然市民の方からご非難を受ける事になります。決してそういう華美な建物、見栄えの良だけの建物はつくらないというようなところは勿論考えていきたいと思っています。あくまでも市民目線、職員が使う側じゃなくて、まずはやっぱり市民の側の視点を考えていきたいと思っています。</p> <p>委員                23ページの基本方針2の「防災機能が充実した安全安心な庁舎の機能」という事で、色々説明してありますね、これはこれで良いと思います。最終的には基本計画の中で出されてくると思うのですが、ここでは防災対応スペースというのが下から2行目にありますね。「防災対応スペースや防災関連資機材の備蓄」とか、そういう文言がありますが、ここでは出てこないと思います。計画の中に出てくると思うのですけれど、災害というのは非常に、いつ起こるか分かりません。新庁舎を作る場所とか規模とかにもよります。資金の問題も含めて。例えば緊急避難場所が必要だよと。或いは消防とか警察とか色んな車両がどんどん入りますよとか。或いは場合によってはヘリポートの使用もあると</p>
--	---

	<p>か。そういうふうな事を考えると、多目的広場というような形でそういった防災スペースを、建物という事ではなくて広場としてつくるという事も、防災関係については非常に大事ではないかなと、こういうふうに思います。ただここでは具体的には出されませんから、基本計画の中でこれは出てくる問題かなと思ってます。1つの意見として言っておきますので、もしそういう事が検討されれば良いのかなと、こういうふうに思いましたので、意見として出させていただきます、以上です。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。せっかくですので、皆さん、他の委員の方も是非、この際ご意見を頂きたいと思しますのでよろしく願い致します。</p>
委員	<p>最初の説明を頂いた時に、基本方針3が1番外、グリーンで、その中に1、2、3、4個が入っているみたいな感じの構想、方針になっているのですけれど、こういう感じだったら3を外に出す必要があるのかなと私は思いました。その基本方針の中に3を入れてしまって、あと、以下の4つみたいな感じで出来るんじゃないかなという感じがします。別に3を外に出す必要があるのかなというところでは。</p>
	<p>あと1つ、方針5に塩田庁舎エリア一帯を子育て・文教ゾーンとして位置づけると書いてありますけれど、ここを具体的に書くのではなくて、塩田は塩田で先ほど、神崎市の中の千代田の例で、そこの市民の皆さんに聞いて、どうしたい、何が1番大事みたいなところを計画していくというふうに、具体的に決めないでしておいた方が良くないかなと思いました。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。確かにこの進め方としてこういう事もあるんじゃないかと、はい、如何でしょうか。</p>
委員	<p>同じ意見になるのかもしれないのですが、基本方針5のところは、ちょっと、曖昧というかはっきりしないところがあると思うので、まちの特性を活かしたという事ではなく、今後の時代にそういった形でどういうふうに活用出来るかというところをまず考えていくところから、じゃあその後でそういう事で使いましょうという話なら分かるのですけれど、今こう、断定の方向で決めてしまうとちょっと後が進みにくいかなというのがあります。ここはちょっと曖昧にしておく方がここは良いのかなというふうに考えています。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。こここのところは確かに進め方と言いますかね。これからもっと色んな事も考えられるかもしれないし、地元の人も考えるかもしれないし、その辺りをどうやっていくかと同じ並びで考えようとするところちょっと難しいかもしれないですね。30年後、50年後、そういうところにあるのかなと思いました。その辺りの事は事務局の方でしっかり受け止めて頂いて、どのようにするのが1番皆さんにとって納得いく話になるのか。というところもちょっと考えて頂ければというふうには思います。</p> <p>はい、他にどうぞ、ご意見。はい。</p>

委員	<p>基本方針1に書いてありましたけれど、役所というのは、たらいまわすというのがずっと従前から言われてきたのですけれど、このワンストップサービス導入というのが今後の非常に大きな課題だろうと思います。ただ、それについては人材育成が非常に重要となってくると思うんですね。テレビ等でも放映がございましたけれども、お悔やみ課ですね。死亡届けを出したら年金の手続き、一人暮らしだったら資格関係の喪失、水道の閉栓。そういうものが一箇所で出来るように横の連携をパソコン上か何かで出来るような体制が出来れば良いのかなと思います。また転入、転出の関係で、水道の開栓、閉栓とか。そういうものが一元で出来れば非常に利便性が上がるのかなと思っております。それと、防災機能が充実した庁舎の機能というのは、これ、当然の事ですよ。改めてここに挙げる必要があるのかなと。今後は結局、震度7強とか6強とか、色々想定されるものについての対応した庁舎は、建築基準法でもそういう事がされなきゃいけないものですので、改めて入れる必要があるのかなと考えます。それと、まちの特性を活かした塩田庁舎の活用ですけれど、2ポツ3ポツは塩田庁舎に云々という事ではなく、塩田庁舎自体の塩田町民の方々の行政サービスの利便性を考えたら、日常的な行政サービスの利便性を兼ねた機能をどれだけ残すかという記載の方が良いのかなと思います。説明会等にも持って行きやすいのかなという気がしますので。塩田津の保存とかですね、そういう事については専門職が必要だと思っておりますので、それは担当主管課に委ねるべきじゃなからうかなと思っております。その辺りをどうお考えか、お尋ねをしたいと思います。</p>
委員長	<p>では今の質問という事で何か。</p>
事務局	<p>3点ほどございましたけれども、まず1点目のワンストップサービスにつきましては既に全国の他自治体でワンストップサービスをやっておりますので、勉強して導入を考えていきたいと思っております。</p> <p>基本方針2につきましては、今は防災機能、この安全安心のところは市民の命を守るということから欠かせないものです。特に近年、5年に1度、10年に1度ではなく毎年、特に大雨被害がっております。ここ塩田地区に関しては、大きな川も流れておりまして、いつ何時、大きな水害が起きるかもしれないという危険性がございます。そういう事でもございまして、この防災機能は欠かせないものだという観点から、ここには盛り込むべきだということで載せて頂いております。</p> <p>それから最後の塩田庁舎の活用につきましては先ほど委員の方からも、あまり限定しすぎると色んなものへの活用が考えらにくくなるのではないかという意見もありましたが、事務局としてはある程度ゾーニングをして、この地域はこういうゾーニングでやっていった方が、この地域の皆様としては理解しやすいのではないかということで、記載しています。この地域には歴史資料館もございます。塩田津もあります。こういったまちの特性を活かした文教ゾーン、それから子育て面についても若い世代の方が増えてきているという観点から子</p>

	<p>育てゾーンとして位置付けることで、より市民の皆様が分かりやすく、イメージしやすいのではないかとこのところで、ここには書かせて頂いておりました。先ほどのお二人の委員さんからのご意見もありましたので、この部分につきましては再度、事務局としてもどういう表現にしていくか検討させて頂きたいなと思っております。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p>
委員	<p>先ほど、お話が上がっておりましたワンストップサービスの導入と、その次に挙がっております相談時のプライバシーの確保というところで挙がっておりますけれど、こういった相談に来られる方というのは様々な悩みを持って来られますので、やはりゆっくりお話が聞ける環境というのは大事になってくると思いますので、ちゃんとした相談室というのを設けて頂ければと考えます。</p> <p>それと3点目ですが、3つ目の点にありますけれど、安全・安心に利用できる庁舎とするために、乳幼児や幼児を同伴する来庁者にとありますが、焦点を乳幼児や幼児を同伴する来庁者というところに限るのか、もう少し幅を持たせて障害のある方、あとは高齢者、あとは妊婦の方々、そういったところまで少し幅を持たせても良いのではないかと思います。先ほど配布して頂いた資料の中にもバリアフリーの多目機能トイレという事で掲示がありますが、最近ではやはりオストメイト或いはLGBTとか、そういった方々の利用というのもこれから先あると思いますので、そういったものに対応出来る、誰でもが使いやすいトイレというのも考えていく必要があるのではないかと思います。</p> <p>それと基本方針3になりますけれど、ここにバリアフリーやユニバーサルデザインという事で記載してはありますが、内容がちょっと分かりづらいかなどというところで、諸機能配置というのが最初の1行目にありますが、それがどういったものなのか、もう少しわかりやすく表記して頂いた方が良いのではないかと考えております。</p> <p>あと基本方針4になりますけれど、福利厚生スペースという事で書いてありますが、どういったスペースというかどういった具体的に考えていらっしゃるのをお聞きしたいというのがあります。それと先ほどから基本方針5の塩田庁舎の使い方という事で機能の持たせ方ですが、ありますけれど、私が住んでいるところが川沿い、土手沿いにあるので、豪雨の度にこちら中央公民館の方に避難しているところなのですけれども、この間、去年の9月の台風10号の時にこちらの部屋に避難させて頂きましたが、こちらの庁舎の方もそういった対応が出来るものとして少し考えて頂ければという希望を持っております。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。色々大変有意義なご意見を頂いて、こういうことも検討させて頂きたいと思っております。</p>
委員	<p>私の方からは先ほど基本方針の2の話が出ていましたので、この2の話につきましては先ほど事務局の方からご説明があった通りの考え方でよろしいかと思っております。この中に書かれている言葉というのは、実は結構分かりにくい用語</p>

が実はありまして、ここのところを少し具体化したらどうかという考え方もあったのですが、それをするとより一層分かりづらくなったなと思ってですね。これは基本設計の時に今度具体的に明確な言葉、正確な言葉で全て出して、そこで議論して頂く必要があると思います。例えば2ポツのところの、まず、一番上ですね。1ポツ目、これは本当は1番大事な言葉かもしれないのですが、「庁舎には、大規模災害時に様々な情報を収集し迅速に適切な対応をする司令塔や」という言葉、その次には「市民を守ることのできる防災拠点」という言葉なのですが、これも非常に抽象的な言葉で、「司令塔」というのが実は2ポツ目以下に書かれているところの、「災害対策本部の機能」とかですね、或いは「情報通信システム」、そういう意味合いが実はあるということ。「市民を守ることのできる防災拠点」と次に書かれているのですが、「防災拠点」というのは実は包括的な概念で、例えばこの市役所及びその周辺の、ちょうど委員さんからありましたけれど、グラウンドとか、そういう全体としての防災拠点の機能ですね。逆に言うと防災拠点の一部をシェアします、或いは大学施設だったり、或いは県庁だったりですね。これが防災拠点になるわけです。だから、防災拠点というのは色々な使い方があるのですが、1番包括的なもの、というような意味です。実はここところに書かれている言葉はそういう意味です。基本設計の段階で1つひとつを具体的に出していく必要があると思います。ちょっと議論されているように、将来30年後、50年後まで考えて如何に費用対効果の高い効果的な役所をつくるか。この議論が次になされると思うんです。その時に必ず、取り合いとか取捨選択が行われます。そして要る、要らないという振り分けの時に、例えば防災に関する機能として、緊急消防援助隊が必ず来られますので、そういった人達の活動スペースだとか、先ほどありました、例えばヘリが降りられる場所があったら良いのではないとかですね、或いは災害派遣部隊、もし自衛隊がたくさん来るような事になれば、そういった人達の活動スペースも要るんじゃないとか、必ず出てくるのですが、やっぱりそれはそれで取捨選択の中で最小限これだけの機能に、じゃあその面積にしましょうとかっていうのが出てきます。だからこの中の議論のためには、次の段階では基本設計の時にそれぞれの中身を具体的に表現していく必要があるなと思っております。現段階の基本方針としては、ちょっと分かりづらい言葉があって、どうかなと言われる方もおられるかもしれませんが、表現としてはそれほど問題無いかというふうに思います。長くなりましたが、以上です。

委員長

はい、ありがとうございました。色々ご意見が出て時間もだいぶ経ちましたけれど、他に如何でしょうか。

委員

防災についてはですね、非常に塩田地区は私、心配しているんですよ。私が区長になって第1番目をお願いしたのが、その下の駐車場から中学校の体育館まで歩道橋を作るという事。冠水時には職員も入って来られないじゃないかという話をしたのですが、そういう事でこの庁舎自体は防災拠点と成り得ないと私は考えているんですよ。それともう1つはですね、やっぱり市に防

	<p>災の専門家辺りを育成する体制をつくって欲しいなど。豪雨時に、職員に出て行けというのは非常に厳しいです。被災をするという可能性がありますので。私もOBですので、豪雨時に真夜中の通行止め、徹夜をした経験があるわけですよ。1つはですね、総合的に塩田地区に住んでおられる方々が川の下に家が建っているという自覚を持って貰って、防災というのはこういう事だという事を再度認識して貰う提案が必要なんじゃなかろうかなと思っております。だからそういう機能を庁舎に持たせるというのは非常に厳しいなど、今の災害の状況ではですよ。そう考えていますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。ハードばかりではなく、ソフトも非常に大事ですので、そういったところも含めてお願ひしたいと思ひます。最後に何か、これは言い残したというのがありますと心残りですので、大丈夫でしょうか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。</p> <p>今日はだいぶ色々ご意見が出ましたので、そういったものを事務局の方で整理して頂いて、この構想自体は市の責任で決められるものですから、今回はこれが一応修正版というものを作って頂いて、それで良いかというものが出来ればですね、それをもって基本構想案として進めていくという話ですけど。はい、どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>ちょっといいですか。終わりですか？</p>
<p>委員長</p>	<p>これでおしまいにしようと思っております。どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>25ページから31ページまで、これはパブリックコメントにかけるのですか？新庁舎設置位置、それから候補地一覧も当然出ると思ひますけれど27ページから31ページ、これはパブリックコメントにかけますか？</p>
<p>事務局</p>	<p>今の事務局の案と致しましては、皆様にお渡しをしておりますこの基本構想案をそのまま出したいなどと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>という事は、これ全部ですか？</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
<p>委員</p>	<p>だったらですね、ちょっと1つ質問させて頂いていいですかね。27ページは良いとして、28ページ、29ページのちょっとご質問ですけど、「類似団体及び県内団体比較表等」という形の中で、神崎市から武雄市まで普通会計職員数とか台帳とか色々書いてあって、嬉野市がその時職員が188人になっています。規模は7,453㎡。これは既存の面積だと思います。今までの庁舎を合わせた面積が、7,453㎡。188人というのは職員数。28ページの職員数は286人。この辺の整合性。それと31ページの事業手法で、3方式がありますという事で書いてあります。それでどうするかという事はここに</p>

	<p>決まっておりますが、何かの文章で読んだ事があるのですが、PFI とかそういったものは合併特例債が受給されないんじゃないかなという事もあるようです。ですからこれは、嬉野市の場合は合併特例債を活用しますよというふうな表現がありますね。だったらこれが採用されなかったらこの PFI というのは掲げる必要は無いんじゃないかなと、こういうふうな事も考えられます。これをもしパブリックコメントにかけたら、そういう点が全然抜けているんじゃないかと言われたらもうどうしようもないなあという感じがしますので、その辺は十分中身を検討して提案した方が良くないかなと思いました。これは後で質問しようと思ったのですけれど、もう終わりになったらいけないからちょっと質問させて頂いたところです。これだけちょっと検討を頂いたらなあというふうに思います。</p>
委員長	<p>はい、今のは今お答えするのではなくて検討して頂くという事でよろしいでしょうか。今お答えがありますか？</p>
支援事業者	<p>まず最初に人数なのでですけど、29ページの職員数は普通会計対象職員数にしていて、なおかつ他の自治体と比べるために平成30年度の総務省の自治行政公務員部が出した資料を用いておりますので、自治体の人口とは違ったものが来ております。但し書きで書いておりますけれど、あくまでも自治体のいつのものか、どういった、例えば嘱託の方とか色々自治体さんによってある意味違う扱いをされます。比較がちょっと難しいので、あくまでも同じ条件という意味で1つの指標に記載されている人口を用いておりますので、人口と職員数とちょっと違ってあります。それと PFI の件なのでですけど、そもそも PFI の場合は逆に資金調達は全て民間が行いますので、敢えて合併債を使う必要が無いという事になりますので、やるかやらないかは別でございますけれども、合併特例債を絶対使うとなると、確かに PFI は有効性は無いのですけれど、各自治体様でも県庁とかそういったところでも PFI をやっているの、全く選択肢から外すのはちょっとどうかなというところでは今回は出させて頂いております。あくまでも皆さんの思考の幅を広げる、考え方を頂くための例として考えて頂ければというふうに考えます。</p>
委員	<p>だいたい分かりますけれどもね、武雄市とか神崎市とかそういう入札、要するに事業手法ですが、これはそういう形の中で検討されて、きちっとした事が方針の中で出たんですよ。嬉野市はこういうふうなものをしますと書いてると、ちょっと違和感があるなど。ここはきちっと出した方が良くないかなという気が致します。さっきの188人と286人ですが、説明を聞くと分かるけれどね、パブリックコメントに出すとまたこれは間違いじゃないかなというふうな感じを受けます。こういうものであんまりこう難しいようなやつはある程度注釈して出した方が良くないかなと思います。おかしいとか何か間違っているんじゃないかと言われるとまた無駄な話で、その辺は十分、市民に出すという考え方で中身を検討して貰ったら良くないかななど。あとは実施計画とか何とかで色々検討するからね。それで良くないかなと思</p>

		いました。
支援事業者		ちょっと注釈の字が小さいですね。一応アンダーライン、注釈が小さいので分かりにくかったのかなと存じますので、ちょっとそこは表現を気をつけたいと思います。
委員長		いずれにしてもこの資料がこの委員会のためだけという事では無いとすれば、やっぱりこの数字の見え方とか、表現の仕方、誤解を招かないようにする、そういう意味合いで中身を検討する必要があるでしょうから、その点はもう一度よく検討して頂くという事で事務局の方でお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。じゃあ以下の26ページ以降の話につきましてはそういう事で進めて頂きたいと思います。それでは議事としてはそれで最後にその他、という事でございますので、事務局の方から何かありますでしょうか。
事務局		次回の第8回の会議についてですけれど、7月に開催をしたいと思っております。この開催日につきましても早く決定を致しまして、委員の皆様にはご連絡をしたいと思っております。
委員長		はい、ありがとうございました。それでは本日の予定の議事はこれで全て終了致しました。以上を持ちまして第7回の嬉野市庁舎のあり方検討委員会を閉会致します。大変お疲れ様でございました。